

栃木第五小学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校作りに向けて

すべての教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校作りに向けて学校組織をあげて取り組むことを目指す。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- 教師は児童の声に真摯に耳を傾け、児童の行動に注視し、児童の些細な変化も見逃さないように努める。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して1人で抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童が相談しやすい体制を整えるよう努める。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童・保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行動を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図るよう努める。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させる指導を心がけ、二度といじめることがないように、学校組織としてしっかり指導するように努める。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかり責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるよう努める。

(4) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取り組みがより実効性のあるものになるよう、定期的に見直しを図るなど、必要に応じて改善を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会(未然防止・早期発見・認知時の対応)を組織し、校務分掌に位置付け「いじめの起こらない学校作り」に向け、様々な教育活動を通した未然防止活動を行うように努める。いじめを把握した際には、早期の解決に向けて組織的な対応を心がける。また、本委員会において、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実行あるものとなるよう改善を図る。

(1) いじめ対策委員会(未然防止・早期発見)

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭、児童指導担当等実情に応じて校長が決定する。

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と分析の共有
- ・ いじめの相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

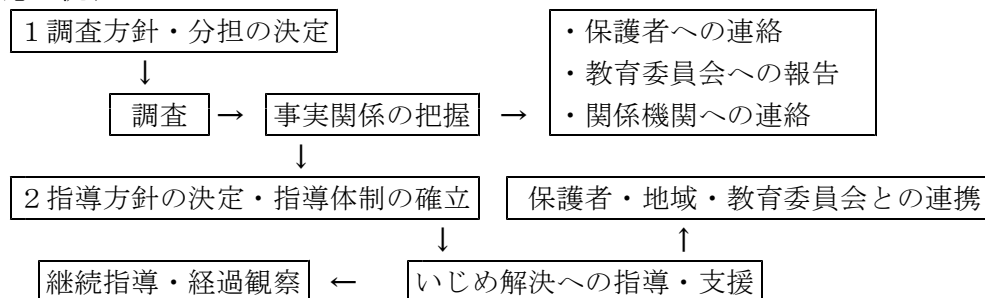
- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況を共有

(2) いじめ対策委員会(認知時の対応)

ア 事実関係の把握

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的な調査を迅速に行う。

イ 対応の流れ



3 具体的対応

いじめの問題に対して、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向けて組織的に対応するように努める。

(1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年一回以上実施する。
- いじめに関するチェックリスト(教職員用)を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- いじめに関する校内体制のチェックを必要に応じて実施し、改善を図る。

③ いじめのない学校作りに向けた指導の充実

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校作りに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識に高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・ 「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態の配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業作りに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的活動を推進するように努める。

エ 人権が守られた学校作りの推進

- ・ 児童一人一人が自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

④ 保護者・地域との連携

- P T Aと協力して、懇談会等においていじめ問題について触れ、保護者の意識を高める。
- 学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

⑤ ネットいじめへの対応

- インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知し、「携帯電話は持たせない」指導を行い、保護者の協力を得るように努める。
- 教科(家庭)や領域(道徳・学級活動)を活用し、外部機関とも連携して児童一人一人に対して、情報機器(ゲーム機も含む)のもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導するよう心がける。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ S N S (ソーシャルネットワーキングサービス)やアプリ、オンラインゲームなど、インターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

(2) 早期発見に関する対応

① いじめを相談しやすい体制づくり

- 児童、保護者からのいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- いじめに悩んだときの相談方法について、児童、保護者に知らせる。

② 情報交換による共有

- 毎月1回「学年(学校)情報交換会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。また、職員会議時にいじめへの対応や状況について情報交換をする時間を設ける。
- スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

③ アンケートの実施

- 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

④ 教育相談の充実

- 教育相談週間を学期に一度設定する。
- 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるように配慮する。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも答えることができる体制にするよう努める。

(3) 早期解決に向けた対応

① いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応)による調査

- いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応)が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要の応じて、教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② 保護者への報告

- いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に関わる情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ いじめられている児童及び保護者への支援

- いじめられている児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることなどを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保するように努める。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行うよう心がける。
- いじめを解決する方法については、いじめられた児童や保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させるよう努める。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的な指導を心がける。
- いじめた児童が十分に反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てるよう心がける。
- はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑥ ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除を求める。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦ 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

⑧ 重大事態への対応

- 学校がいじめ防止対策推進法第 28 条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下の通り対応する。

ア 教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会(いじめ認知時)が中心となり、学校組織をあげて行う。

エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

オ 当該児童及びその保護者の意向に十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

カ いじめ対策委員会(未然防止・早期発見)を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

【いじめ防止に関する年間計画】

月	
4	・ 第 1 回いじめ対策委員会 ・ 保護者への「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・ 相談に関する窓口等の周知(懇談会等) ・ いじめ防止に関する職員の共通理解
5	・ 児童会によるいじめゼロ宣言
6	・ 教育相談週間① (アンケート調査①)
7	・ いじめ防止に関するチェック(教職員・児童)
8	
9	
10	
11	・ 教育相談週間② (アンケート調査②)
12	・ いじめ防止に関するチェック(教職員)
1	・ 第 2 回いじめ対策委員会
2	・ 教育相談週間③ (アンケート調査③)
3	